

仕 様 書

第一 目的

本仕様書は、新潟県（以下「賃借者」という。）が運用する設計積算システム用プリンタ（以下「調達機器」という。）の仕様並びに調達に際しての仕様等を示すものである。

本仕様書に示す調達機器等の性能及び機能等は主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、機器の利用に際して、当然備えるべきものについては完備しているものとする。

第二 一般的事項

- 1 調達機器等は、機能性及び操作性の点において総合的に優れていると認められるものであって、信頼性が高く、高性能のものであること。（別紙1の仕様を満足していること）
- 2 次に掲げる環境等に対する配慮がなされていることが確認できるものであること。
 - ① 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に適合すること。
 - ② 「国際エネルギースタープログラム」の基準に適合し、国際エネルギースタープログラムロゴマークを表示することが認められたものであること。
- 3 それぞれが同一モデル、型名であり、これまでに一度も使用されたことがないものであること（新品品は本事項を満たさない）。
- 4 調達機器等に関して、第五に定める適正な保守体制が確保されていること。

第三 調達機器等の仕様等について

別紙1のとおりとする。

第四 供給及び保守

- 1 供給
調達する物品の供給及び稼働については、調達機器を賃貸する者（以下「賃貸者」という。）が責任を負うこととする。
- 2 保守
調達する物品の保守については十分かつ継続的な一貫したサービスを提供できる体制を整えていること。
また、保守は定期的な点検を常態とせず、障害発生度に障害を解消するものとする。
 - (1) 保守体制
 - ① 調達機器等が常に良好な状態を保つため、調達機器等に精通した保守員において保守等を行う者として記載され調達機器等に精通している者）により常時保守できる等の体制をとり、原則として24時間以内に障害の解消に対応できること。ただし、賃借者の了承を得ている場合はこの限りではない。
 - ② ①に掲げる保守は、新潟県の休日定める条例第1条第1項各号に規定する日以外の日（以下「開庁日」という。）の午前8時30分から午後5時15分までの間を対象とする。
 - ③ 修理等に時間を要すると見込まれる場合は、速やかに打合せを行い、対応を決定するとともに、代替物として、同様機種または同程度の性能を有する機種の提供などの処置を講ずること。
 - ④ 代替機を提供する場合は、当該調達機器の所管課の承認を受けること。
なお、障害の状況に応じて、部品交換を行った場合も同様とする。
 - (2) 保守の形態
 - ① 保守の形態としては、「オンサイト」方式を原則とする。
 - ② やむを得ず、「センドバック」方式による場合、調達された機種と同一の機種を必要台数分保有し、障害の発生した所属まで直接交換に出向くこととする。
 - (3) 保守の範囲
保守の範囲は、次に掲げる範囲とする。
 - ① 賃借者による通常の利用方法で発生する可能性のある障害
 - ② 調達機器等及びその部品の不具合による障害（トナーカートリッジ及びドラムカートリッジは消耗品扱いとし、交換にかかる費用は賃借者が支払うものとする。）

③ 調達機器等のネットワークに関する障害

④ 賃借者の過失による障害

なお、④にかかる費用はこの契約金額の対象外とし、別途賃借者が費用を支払うものとする。

(4) 保守の報告

保守の作業内容の報告については毎月10日までに、前月分の作業内容を治山課に報告すること。

保守作業がない場合にあっては、その旨報告をすること。

第五 調達機器の設置作業について

1 調達機器の搬入作業

調達機器の設置場所への搬入は賃貸者が行うものとする。

2 設定場所

新潟県データ通信網に接続した環境で行う作業については、賃借者が作業場所を提供する。それ以外については、作業場所を提供しない。なお、設定等作業を行う期間中における機器の管理は、落札者において責任を持つこととする。

3 設置に際しての留意事項

(1) 4 (1) に示す期限までに設置すること。

なお、設置者は、設置場所において、別紙2の作業を行い、印刷動作を確認すること。

(2) 庁舎内でのインストール等の作業が必要な場合は、別途協議によるものとする。

4 調達機器等の設置スケジュール等

(1) 令和8年11月30日（月）午後5時15分までに、賃借者の動作確認を含め設置作業を完了すること。設置場所については、別紙3のとおりとする。

(2) 契約締結後、速やかに調達機器等の納入、設置スケジュールを作成し、治山課へ提出すること。なお、当該スケジュール及びスケジュールに基づく設置作業の詳細に当たっては、別途協議とする。

第六 回収等

賃貸借終了時において、賃貸者の負担において速やかに調達機器等の撤去・回収を行うこと。また、プリンタにHDDが搭載されている場合は、ハードディスク（保守で利用したものも含む）上の情報を復元できないよう消去すること。（消去できない場合は、破壊廃棄とする。）

なお、情報の消去後は消去方法、消去日等示した証明書を提出しなければならない。

第七 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

I プリンタ 47台

1 印刷方式（共通）

レーザービーム乾式電子写真方式、またはLED乾式電子写真方式であること。

2 印刷速度

次に掲げる印刷速度を保証するものであること。

ア A4片面印刷時 1分間に45ページ以上

イ A4両面印刷時 1分間に30ページ以上

3 解像度（共通）

データ処理解像度及び印刷解像度ともに、それぞれ掲げる解像度を保証するものであること。

(1) データ処理解像度 600dpi

(2) 印刷解像度 1,200dpi×1,200dpi

4 対応用紙サイズ（共通）

はがき及び普通紙（A5～A3）に対応していること。

5 給紙量

次に掲げる給紙トレイ又は給紙ユニット（以下「給紙トレイ等」という。）をそれぞれ有し、これらの給紙トレイ等により給紙が可能であること。

(1) A4サイズ普通紙を500枚連続給紙可能な給紙トレイ

(2) A5～A3サイズのいずれかの普通紙を500枚以上連続給紙可能な給紙トレイ等

6 排紙方法及び両面印刷（共通）

(1) フェイスダウンによる排紙が行えること。

(2) 両面印刷が行えること。

7 インターフェイス及び搭載メモリ容量

(1) 次に掲げるインターフェイスを実装していること。（共通）

イーサネットインターフェイス（100BASE-TX/10BASE-T）

(2) 256MB以上のメモリを実装していること

8 外形寸法及び稼動音（共通）

(1) 給紙トレイ等（標準で装備しているもののほか、増設した給紙トレイ等を含む。）及び両面印刷用ユニットを含めたプリンタの外形寸法が、概ね次に掲げる範囲内であること。（概ね許容する寸法の拡大幅は100mm未満とする。）

（幅）×（奥行）×（高さ）：670×820×650（単位：mm）

(2) プリンタ稼動時の稼動音が、概ね65dB以下であること。

9 耐久性

120万枚以上であること

10 年間使用枚数

プリンタの年間使用枚数は、1台当たり平均約20万枚程度と想定する。

11 その他（共通）

- (1) モノクロ印刷が可能であること。
- (2) 次に掲げる基本ソフトウェア（オペレーティングシステムソフトウェア）に対応したプリンタドライバにより印刷可能であること。
 - ただし、Power Usersグループに、それぞれ属するユーザで印刷することが可能であること。
 - ア Microsoft Windows Server 2019 datacenter （日本マイクロソフト株式会社）
 - イ 日本語版 Microsoft Windows 11 Pro 64bit版
- (3) ドラムカートリッジについて
 - ドラムカートリッジの形式は次のいずれでも良いこととし、メーカーの保証が受けられるものを使用すること。
 - ① 一体型（ドラムカートリッジとトナーカートリッジが一体化）
 - ② 分離型（ドラムカートリッジとトナーカートリッジが別物）
- (4) 保守部品について
 - 機器の運用に必要な消耗品は賃借者が負担し、保守に要する部品は賃貸者が負担するものとする。ただし、消耗品として扱うものはトナーカートリッジ及びドラムカートリッジのみとする。
- (5) 庁内ネットワークの変更に対応可能となるよう、無線LAN機能を有するか、別途機能追加ができること。

別紙2

設計積算用プリンタの作業について

1 インストール作業

- (1) 次の設定は、賃貸者が行う。
 - ア ネットワーク (IPアドレス等) の設定
 - イ プリンタの設定

2 現地での作業

- (1) 指定場所に設置する。
- (2) LANケーブルに接続し、各所属の積算担当者使用のパソコン1台について、印刷動作を確認する。

別紙3

調達機器等 設置場所一覧

所 属 名	プリンター台数				住 所
	土木部	農地部	農林水産部	合計	
村上地域振興局	1	1	1	3	村上市田端町6-25
新発田地域振興局	1	3		4	新発田市豊町3-3-2
新潟地域振興局（新津庁舎）	1			1	新潟市秋葉区新津4524-1
新潟地域振興局（秋葉区役所）		2	1	3	新潟市秋葉区程島2009
新潟地域整備部	1			1	新潟市東区竹尾2-2-80
津川地区振興事務所	1		1	2	阿賀町津川1861-1
巻農業振興部		2		2	新潟市西蒲区赤鎗1285-1
三条地域振興局		1		1	三条市興野1-13-45
長岡地域振興局		1	1	2	長岡市沖田2丁目173-2
与板維持管理事務所	1			1	長岡市与板町与板乙5935-1
魚沼地域振興局	1	1		2	魚沼市大塚新田91-4
十日町地域振興局	1	1		2	十日町市妻有町西2-1
南魚沼地域振興局	1	1	1	3	南魚沼市六日町960
柏崎地域振興局	1	1		2	柏崎市三和町5-55
上越地域振興局	1	2	1	4	上越市本城町5-6
上越地域整備部上越東維持管理事務所	1			1	上越市安塚区安塚720-1
上越東農林事務所		1	1	2	上越市安塚区安塚720-1
上越地域振興局 妙高砂防事務所	1			1	妙高市美守1-4-5
糸魚川地域振興局	1	1	1	3	糸魚川市南押上1-15-1
佐渡地域振興局	2		1	3	佐渡市相川二丁目浜町20-1
農林水産振興部農地庁舎		1		1	佐渡市新穂瓜生屋328-1
流域下水道事務所	1			1	新潟市東区下山3-680
県庁舎		1	1	2	新潟市中央区新光町4-1
合計	17	20	10	47	

別紙3-1

調達機器等 土木部設置場所一覧

所 属 名	プリンター 台数	住 所
村上地域振興局地域整備部	1	村上市田端町6-25
新発田地域振興局地域整備部	1	新発田市豊町3-3-2
新潟地域振興局新潟地域整備部	1	新潟市東区竹尾2-2-80
新潟地域振興局新津地域整備部	1	新潟市秋葉区新津4524-1
新潟地域振興局津川地区振興事務所	1	阿賀町津川1861-1
長岡地域振興局 与板維持管理事務所	1	長岡市与板町与板乙5935-1
魚沼地域振興局地域整備部	1	魚沼市大塚新田91-4
十日町地域振興局地域整備部	1	十日町市妻有町西2-1
南魚沼地域振興局地域整備部	1	南魚沼市六日町960
柏崎地域振興局地域整備部	1	柏崎市三和町5-55
上越地域振興局地域整備部	1	上越市本城町5-6
上越地域振興局上越東維持管理事務所	1	上越市安塚区安塚720-1
上越地域振興局 妙高砂防事務所	1	妙高市美守1-4-5
糸魚川地域振興局地域整備部	1	糸魚川市南押上1-15-1
佐渡地域振興局地域整備部	2	佐渡市相川二町目浜町20-1
流域下水道事務所	1	新潟市東区下山3-680
合計	17	

調達機器等 農地部設置場所一覧

所 属 名	プリンター 台数	住 所
村上地域振興局農林振興部	1	村上市田端町6-25
新発田地域振興局農村整備部	3	新発田市豊町3-3-2
新潟地域振興局新潟農林振興部	2	新潟市秋葉区程島2009
新潟地域振興局巻農業振興部	2	新潟市西蒲区赤鎗1285-1
三条地域振興局農業振興部	1	三条市興野1-13-45
長岡地域振興局農林振興部	1	長岡市沖田2丁目173-2
魚沼地域振興局農業振興部	1	魚沼市大塚新田91-4
南魚沼地域振興局農林振興部	1	南魚沼市六日町960
十日町地域振興局農業振興部	1	十日町市妻有町西2-1
柏崎地域振興局農業振興部	1	柏崎市三和町5-55
上越地域振興局上越東農林事務所	1	上越市安塚区安塚720-1
上越地域振興局農林振興部	2	上越市本城町5-6
糸魚川地域振興局農林振興部	1	糸魚川市南押上1-15-1
佐渡地域振興局農林水産振興部農地庁舎	1	佐渡市新穂瓜生屋328-1
農地管理課	1	新潟市中央区新光町4-1
合 計	20	

調達機器等 農林水産部設置場所一覧

所 属 名	プリンター 台数	住 所
村上地域振興局農林振興部	1	村上市田端町6-25
新潟地域振興局津川地区振興事務所	1	阿賀町津川1861-1
新潟地域振興局農林振興部	1	新潟市秋葉区程島2009
長岡地域振興局農林振興部	1	長岡市沖田2丁目173-2
南魚沼地域振興局農林振興部	1	南魚沼市六日町960
上越地域振興局農林振興部	1	上越市本城町5-6
上越地域振興局上越東農林事務所	1	上越市安塚区安塚720-1
糸魚川地域振興局農林振興部	1	糸魚川市南押上1-15-1
佐渡地域振興局農林水産振興部	1	佐渡市相川2町目浜町20-1
治山課	1	新潟市中央区新光町4-1
合計	10	